

税務課からのお知らせ

合併に伴う

税の取り扱いについて

旧光市および旧大和町が賦課している税金は、すべて新市「光市」が承継しましたので、納期未到来の税金や納付がお済みでない税金等については、引き続き新市「光市」に納付していただくこととなります。なお、各税の取り扱いについては次のとおりです。

普通徴収（個人が直接納付するもの）

合併前にお届けしている旧光市や旧大和町の納付書により、引き続き納付してください。

旧大和町が発行した大和町長名の納付書もそのままご使用いただけます。

特別徴収（勤務先で給与天引きされるもの）

特別徴収義務者（事業所）に対しては、合併後直ちに10月以降の納付税額等について、新市「光市」が旧光市および旧大和町から承継したものを通知します。

なお、納付書は合併前に旧市町が

国民健康保険・老人保健からのお知らせ

現在、国民健康保険に加入している方がお持ちの保険証は、旧光市・旧大和町ともに、平成16年10月31日有効期限切れとなります。新しい保険証は10月中に郵送でお届けします。また、旧大和町の「国民健康保険高齢受給者証」あるいは「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けている方には、新しい認定証を保険証と一緒にお送りします。

保険証の郵送方法

保険証は、世帯主あてに配達記録郵便でお届けします。配達時に不在であれば、不在票が入りますので、郵便局で受け取られるか、再配達を希望される場合は郵便局にご連絡ください。

なお、保険証は10月上旬に発送しますが、すべての保険証をお届けするには20日程度かかります。窓口切り替え以外の方は11月になっても届かない場合は、保険係または大和支所までご連絡ください。

新しい保険証が届いたら

保険証の記載内容を必ず確認して

ください。新しい保険証は、一般被保険者の方は水色、退職被保険者の方は肌色となります。有効期限切れの保険証は、各自で確実に破棄してください。

旧大和町の医療受給者証の交付を受けている方には、10月中に新しい光市の医療受給者証をお送りします。また、旧大和町の「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けている方についても、新しい認定証を同封します。

新しい医療受給者証が届いたら
医療受給者証の記載内容を必ず確認してください。新しい医療受給者証は、うぐいす色（緑色）です。

もとの医療受給者証の取り扱い

健康保険が職域保険の方は、新しい医療受給者証が届いたら、もとの医療受給者証はただちに処分してください。国民健康保険に加入している方は、新しい保険証が届いた後に、もとの医療受給者証を処分してください。

標識（ナンバープレート）の取り扱いについて
旧光市および旧大和町が交付している標識は、合併後もそのままご使用いただけます。

登録・廃車手続きについて

合併後も当分の間は、大和支所での登録・廃車等の手続きが可能です。

内容	大和支所での取扱
評価証明書・公課証明書の交付	
課税台帳登録事項証明書および未登録証明書の交付	
名寄せの写しの交付（現年度のみ）	
住宅用家屋証明書の交付	×
評価通知書の交付	×
地籍図の閲覧および写しの発行	×
路線価および土地・家屋台帳の閲覧	×
給与支払報告書の受付	
法人市民税の申告書受付	
法人の開設および異動届の受付	
所得証明書、所得課税証明書、非課税証明書の交付	
法人所在証明書の交付 (合併に伴う所在地の変更に関する証明を含む。)	
市民税の減免申請受付	×
特別徴収異動通知	×
法人市民税の課税免除申請受付	×
原動機付自転車の登録・廃車事項の証明	
原動機付自転車の登録・廃車手続き (他市ナンバーの廃車を除く。)	
軽自動車税の減免申請受付	
国民健康保険税の2割軽減申請書受付	
国民健康保険税の減免申請	×
市税および国民健康保険税の納付	
納税証明書（未納がない場合に限る。)	
市税等に対するお尋ね・お問合せ	
市税等の納税通知書の再発行	×

合併後も当分の間は、大和支所において税に関する各種証明書の交付が可能です。なお、一部の証明については、大和支所では対応できないものがございます。詳しくは次の表でご確認ください。

問合せ 税務課 0833(72)1400

申告期間中の申告相談受付業務の取扱については、後日お知らせします。

問合せ 市民課保険係 0833(72)1400 内線 291・292

旧大和町にお住まいで、国民健康保険で老人保健法の適用を受けている方は、10月に限り、もとの保険証と、もとの医療受給者証の組み合わせ（旧大和町のもの）が、「新しい保険証と、新しい医療受給者証の組み合わせ（光市のもの）」でお医者さんにかかることができます。

合併後変わる光市の国民健康保険事業の概要は、次のとおりです。

葬祭費

国民健康保険に加入している方が平成16年10月4日以降に亡くなられた場合の葬祭費は、1件につき5万円が支給されます。

はり・きゅう施設の利用

旧大和町の1施設が光保険鍼灸会に加入し、利用できる施設は7施設となります。

人間ドック施設の利用

光市の国民健康保険被保険者の方が利用できる施設は、社団法人光市医師会加入医療機関、光市立光総合

病院、光市立大和総合病院です。また、利用区分は、外来人間ドック、1泊2日人間ドック、脳ドックの3種類です。なお、合併後の利用料金と一部負担金は、別表のとおりです。

高額療養費つなぎ資金貸付事業
光市の国民健康保険被保険者の方には、医療費の支払のために、高額療養費相当額の10分の9以内の範囲で、つなぎ資金を無利子で貸付けることができます。お支払いが困難な方は、この制度をご利用ください。

鍼灸院一覧

石川治療院 0833(77)4477	虹ヶ丘鍼灸院 0833(72)7376
金森鍼灸院 0833(72)3254	ひかり治療院 0833(72)3560
末本はり灸マッサージ院 0833(72)0245	千坊庵 0820(48)4587
戸仲鍼灸治療院 0833(72)8899	

人間ドック施設の利用料金・一部負担金

区分	外来	1泊2日			脳
		腹部超音波	子宮細胞診		
利用料金	33,670円	39,450円	63,000円	66,000円	35,000円
一部負担金	3,360円	3,940円	12,600円	14,300円	7,000円

「腹部超音波」と「子宮細胞診」は選択制です。